

## 著者紹介

青野 博之 (あおの ひろゆき) 序章, 第10章～第12章 執筆

### 略 歴

1976年 神戸大学法学部卒業, 1981年 同大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得。現在, 駒澤大学法科大学院教授

### 主要著作

「自然災害」交通法研究第45号(有斐閣, 2017年), 「近親者固有慰謝料」藤村和夫ほか編『実務交通事故訴訟大系第3巻』(ぎょうせい, 2017年), 「使用者等の責任」能見善久・加藤新太郎編『論点体系判例民法9〔第3版〕不法行為II』(第一法規, 2019年)

### ◆読者へのメッセージ◆

わかりやすく, 質問が出やすい講義を目指しています。でも, これが結構大変なんです。受講生はわからなくても, あまり質問しないからです。ですから, できるだけ質問して下さい。また, 講義では, こうも考えられるし, 別の考え方もあります, と言うことにしています。受講生が自分で考え, 決めるためです。自分の頭で考えて下さい。そのためには, できるだけ発言することです。

谷本 圭子 (たにもと けいこ) 第1章～第3章 執筆

### 略 歴

同志社大学法学部卒業, 同大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得。現在, 立命館大学法学部教授

### 主要著作

「国境を越える消費者法」(日本評論社, 2000年, 共編者), 「民法上の『人』と『消費者』」磯村保ほか編『民法学の課題と展望—石田喜久夫先生古稀記念』(成文堂, 2000年), 「消費者概念の法的意義」鹿野菜穂子ほか編『消費者法と民法—長尾治助先生追悼論文集』(法律文化社, 2013年)

### ◆読者へのメッセージ◆

「正義とは何なのか」, 学生時代から問い続けています。学生時代に考えていた正義と今考える正義は, 随分と違って, きっと多くの事実を知りさまざまな経験をしたことが私の考え方を変えていったのでしょうか。世界では私たちが知らないあまりに多くの出来事が起こっていて, もちろんすべてを知ることは不可能です。でも, 少しでも多くの真実を知りさまざまな経験をすることによって, 「自分はどのように生きるのか」を考えるきっかけとなります。民法は社会における基本的なルールであって, 民法とかがわりなく生きることはできません。民法を学ぶことが, 皆さんにとって1つの真実を知る良き経験となり, 生き方を考えるきっかけとなればうれしいです。

## 久保 宏之 (くぼ ひろゆき) 第4章, 第5章 執筆

### 略 歴

1978年 大阪大学法学部卒業, 1983年 神戸大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得。現在, 関西大学法学部教授, 神戸大学博士(法学), ワシントン大学LL.M

### 主要著作

『経済変動と契約理論』(成文堂, 1992年), 『叢書 民法総合判例研究 不完全履行と瑕疵担保責任〔新版〕』(一粒社, 1998年, 共著), 「フランス公証人制度の現在—マクロン法の衝撃」関西大学法学論集66巻3号(2016年)

### ◆読者へのメッセージ◆

文章を書いて身を立てたい……そんな夢が研究者となるきっかけでした。

民法は、いわば社会の縮図で、私たちの日常生活がそこに凝縮されているように思えます。私は、とくに契約法、それも、当事者間の利益調整理論について研究してきましたが、現在は公証人法、〈財産法と家族法〉の交錯領域の問題にも関心を持っています。

民法の対象領域は、皆さんのすぐ側にあります。決しておそれずテレビドラマでも見る感覚で、触れてみませんか。

## 下村 正明 (しもむら まさあき) 第6章～第9章 執筆

### 略 歴

1982年 大阪大学法学部卒業, 1987年 大阪大学大学院法学研究科後期課程単位取得満期退学。現在, 関西大学法科大学院教授

### 主要著作

『民法の基礎〔第4版〕』(法律文化社, 2002年, 共著), 『民事執行法』(青林書院, 2016年, 共著), 『ユーリカ民法3 債権総論・契約総論』(法律文化社, 2018年, 共著), 「多数当事者の債権及び債務」能見善久・加藤新太郎編『論点体系判例民法4〔第3版〕債権総論I』(第一法規, 2019年)

### ◆読者へのメッセージ◆

あさま山荘事件を知っていますか。私は、山荘を鉄球で破壊しながら連合赤軍を追いつめ、殉職警官を弔うあの場面を、小学校のテレビで見ました。それまでもやもやとつかみかねていた国家というものの本質、人格、意思を、その鉄球にまざまざと見る思いがしました。

数年後、父が急死しましたが、母は、貧乏を子どもに感じさせない働きで、私と弟を育ててくれました。その母も、私が就職してももなく、脳死臓器移植の途が開かれない当時の法的現実の前に、亡くなりました。そういう私にとって、法律は、常に、力無き者が国家権力を味方につけて厳しい現実に向かうための実践的な道具です。そのような役に立てれば幸いと思って、執筆しています。